

令和4年第3回（9月）大磯町議会定例会

議案第27号説明資料

令和4年8月30日

大磯町町税条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
新旧対照表	3～5

税務課

大磯町町税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和2年度税制改正に関連した地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日付けで公布され、また、令和4年度税制改正に関連した地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日付けで公布されたことに伴い、法人町民税の課税の特例及び固定資産税のわがまち特例に関して所要の措置を講ずるため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 法人町民税の課税の特例に関する規定の改正（第12条の2関係）

【施行日：この条例の公布の日】

令和2年度税制改正による法人税法の改正に伴い、法人税（国税）に関し、令和4年度から連結納税制度が廃止されました。

この法人税法の改正に関連して、地方税法の関連規定が改正されたことにより、法人税割額の特例に係る関連規定の改正を行います。

特例適用に係る「資本金等の額の判定日」	
改正案	現行
各事業年度の終了の日	各事業年度又は各連結事業年度の終了の日

【連結納税制度】

親法人と親法人による完全支配関係がある全ての子法人を1つのグループとして、親法人が損益通算をした上で、申告・納税を行う制度。

(2) 固定資産税のわがまち特例に関する規定の改正（附則第6条関係）

【施行日：この条例の公布の日】

令和4年度税制改正による地方税法の改正により、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例に関し、特例割合の変更があったため、当該特例に係る関連規定の改正を行います。

改正案		現行	
条例で定める 特例割合	地方税法で定める 特例割合	条例で定める 特例割合	地方税法で定める 特例割合
4/5	4/5を参酌して7/10以上9/10以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	3/4	3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

※ 対象：下水道除害施設に係る償却資産（R4. 4. 1～R6. 3. 31に取得）

→ 改正案の特例割合は、令和5年度課税分から適用される。

→ R2. 4. 1～R4. 3. 31に取得されたものは、現行の規定が適用される。

【下水道除害施設とは】

公共用水域の水質保全と下水道の配管保護のため、下水道の排水区域内において下水道使用者が設置するもの。

（具体例）

- ・ 凝集沈殿装置・・・沈殿しにくい浮遊物質を、薬品（凝集剤）を添加して沈殿しやすくし、固液分離して除去する装置
- ・ 中和装置・・・・・・pHの下水排除基準に適合するように、水酸化ナトリウム等のアルカリ性薬品や、硫酸等の酸性薬品で排水を中性にする装置

【わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）】

国が一律で定めていた特例割合について、法の定める範囲内において、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする措置をいう。

(3) 引用条項の整理（第12条の2、附則第6条関係）

【施行日：この条例の公布の日】

地方税法及び法人税法の改正に伴い、引用条項の整理を行います。

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税</p> <p>第8条の2～第12条 省略</p> <p>(法人の町民税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 次の各号に掲げる法人（<u>法人税法第4条の3</u>に規定する受託法人を除く。）に対する各事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が1億円未満又は1億円以上10億円未満であるかどうかの判定は、各事業年度の終了の日（法第321条の8第1項前段の規定（法人税法第72条第1項又は同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の町民税にあつては、その事業年度の開始の日から6か月の期間の末日）の現況による。</p> <p>第12条の3～第17条 省略</p> <p>第2節～第7節 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条の2 省略</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p>	<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税</p> <p>第8条の2～第12条 省略</p> <p>(法人の町民税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 次の各号に掲げる法人（<u>法人税法第4条の7</u>に規定する受託法人を除く。）に対する各事業年度<u>又は各連結事業年度</u>における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が1億円未満又は1億円以上10億円未満であるかどうかの判定は、各事業年度<u>又は各連結事業年度</u>の終了の日（法第321条の8第1項前段の規定（法人税法第72条第1項又は同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の町民税にあつては、その事業年度の開始の日から6か月の期間の末日）の現況による。</p> <p>第12条の3～第17条 省略</p> <p>第2節～第7節 省略</p> <p>第3章～第5章 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第5条の2 省略</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p>

改正案	現行
<p>第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 <u>5分の4</u></p> <p>(3) 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(4) 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(7) 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(8) 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(9) 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(10) 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(12) 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(13) 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合 3分の1</p>	<p>第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 <u>4分の3</u></p> <p>(3) 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(4) 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(5) 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(7) 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(8) 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(9) 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 12分の7</p> <p>(10) 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(11) 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(12) 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(13) 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合 3分の1</p>

改正案	現行
<p>(14) 省略 第7条～第17条 省略</p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(町民税に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の第12条の2の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</u> <u>(固定資産税に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(14) 省略 第7条～第17条 省略</p>